

別府市立中学校テニスコート使用の手引き

1 はじめに

別府市では、市営テニスコートが改修工事により令和7年7月14日から令和8年3月31日までの間、使用できなくなります。

この手引きはその代替措置として、別府市立中学校の部活動等に使用しているテニスコートを貸していただくこととなったことから、その使用に関する注意事項をまとめたものです。

中学校テニスコートの使用を希望する者はこの手引きを遵守し、使用する学校の指示に従うとともに、ルールやマナーを守って大切に使用してください。

2 使用条件

テニスコートの使用は、次の要件をすべて満たした場合に許可します。

- (1)別府市内に在住、在勤若しくは在学する者が4人以上で構成し、監督者(連絡責任者)として成人が含まれるとき
- (2)公の秩序又は善良な風俗が乱される恐れがないとき
- (3)学校施設の管理上支障がないとき
- (4)学校教育活動に支障がないとき
- (5)その他教育委員会が、支障がないと認めるとき

3 使用できる期間

令和7年7月26日～令和8年3月31日の土日祝日(12/28～1/3を除く)で、学校部活動がないとき、かつ雨天時や雨天後にコートがぬかるんでいないとき

4 使用できる学校施設及び時間

学校施設は、学校長が学校教育活動上及び施設管理上支障がないと認める日時に限り使用できます。なお、使用できる時間には、準備・片付けの時間を含みます。許可された使用時間内に片付け・清掃を行い、終了時刻までに学校敷地内から退出し、駐車場や周辺等に留まらないよう速やかに解散してください。

【使用できる施設及び時間一覧】

使用できる施設	使用できる時間
別府市立青山中学校 別府市立鶴見台中学校 別府市立別府西中学校	夏季(7月～9月):午前9時～午後7時 冬季(10月～3月):午前9時～午後5時

5 使用の流れ

(1)使用確認

使用したい施設のスケジュールをベッブアリーナに確認してください。学校はスケジュールを管理していませんので、直接学校に確認することは厳に慎んでください。

(2)使用申請

使用する日の前日までに、「中学校テニスコート使用申請書」を、ベッブアリーナ窓口[※]に提出してください。なお、部活動等の学校教育活動により、急遽使用ができなくなることがあることを了承の上、申請してください。

<申請書記入の際の注意事項>

- ・記入例を参考に、空欄や不明の箇所がないようにしてください。
- ・修正箇所を修正テープ等で修正している場合は受付できません。必ず二重線を引いて修正してください。また、鉛筆やフリクションペンは使用しないでください。

(3)使用の不許可等

①次のいずれかに該当する者に対し、使用を許可しません。

- ア 秩序又は風俗を乱し、又は乱す恐れがあると認める者
- イ 営利を目的とする個人又は団体の事業をすると認める者
- ウ 教育上支障を来す恐れがある会合又は行事をすると認める者
- エ その他法令の規定に違反すると認める者

②申請をして許可受けているにも関わらず、連絡なく使用をしないことが複数回あった団体については、それ以降の使用申請が認められない場合があります。

③使用許可後、上記①の事項に該当することが判明した場合及び、次のいずれかに該当する場合、使用許可を取り消すことがあります。これにより使用者等に損害を生ずることがあっても、別府市はその責めを負いません。

- ア 別府市立学校の設置及び管理に関する条例及びその条例に基づく諸規則に違反したとき
- イ 許可の際に付した条件に違反したとき
- ウ 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき
- エ 災害その他やむを得ない事由により学校施設の使用ができないとき

(4)使用の中止連絡

一旦使用を許可された場合でも、学校の都合で急遽テニスコートが使用できなくなることがあります。その場合は使用申請書に記載された代表者に連絡しますので、使用中止にご理解とご協力をお願いします。

(5)使用者の義務

①使用者は、学校施設が学校教育を本来の目的とするものであり、学校教育活動上支障がないと認めるときに限り、これを一般の使用に供するものであるこ

とを十分に理解し、条例及び教育委員会規則並びにこれらに基づく必要な指示を遵守しなければなりません。

【使用者の遵守事項】

- ア 学校施設を「許可された目的以外」に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと
- イ 学校及び教育委員会が指示した事項を遵守し、常に最良な使用者としての注意をもって使用すること
- ウ 許可された時間や施設以外に、施設に立ち入らないこと
- エ 許可なく学校備品を使用したり、特別の設備を設けたりしないこと
- オ 学校敷地内において、飲酒や喫煙又は火器の使用をしないこと
- カ 火災および盗難の発生防止に留意すること
- キ 学校施設を損傷又は汚損しないこと
- ク その他、学校及び教育委員会並びに別府市スポーツ推進課の管理上必要な指示に従うこと

②前記イのうち、「教育委員会が指示した事項」とは、以下のとおりです。

- ア 学校敷地内においては、使用者同士で譲り合い、迷惑・危険なこととならないよう互いに配慮すること
- イ 乗用車で来校する際には、一時的であっても路上に駐車するなど駐車違反のないようにすること。敷地内駐車の際には、歩行者の安全に配慮するとともに、必ずエンジンを切り、整然と駐車すること。近隣の商業施設等への駐車は厳禁とする。
- ウ 使用中に事故等が発生した場合は、使用する団体の責任により対処すること。なお、救急車による搬送があった場合は必ずその翌日までにべっぴアリーナに届け出ること
- エ 使用開始時及び終了時の前後は近隣居住者へ配慮し、話し声やエンジン音などの騒音に注意すること
- オ やむを得ず設備等を破損・汚損、紛失した場合は、必ずその翌日までにべっぴアリーナへ届け出ること
- カ 使用後は片付けや清掃を実施し、施設を原状に復すること。また、使用者が持ち込んだ物やごみは責任をもって持ち帰ること

上記事項を遵守いただいていない場合は、許可を取り消すこともあります。

(5) 損害賠償

- ① 使用者が施設や設備、備品を毀損、汚損又は滅失した場合は、その翌日までにベppardアリーナへ連絡してください。
- ② 施設の毀損等があった場合は、やむを得ない事由があると認める場合を除き、別府市の指示に基づき、使用団体により施設等を原状に復し、又は別府市が認定する損害額を賠償していただきます。
- ③ 使用団体は、できるだけ損害保険加入してください。

(6) 安全管理

- ① 使用団体は、成人の監督者を設け、使用する学校施設の管理や利用者の安全管理を十分に行ってください。
- ② 災害発生時や負傷者が生じた場合に備え、使用者や参加者の誘導や緊急連絡などについて対策を取れるようにしてください。

(7) その他の注意事項

- ・連続した利用は、1つの申し込みにつき2時間までとします。
- ・使用料を支払う必要はありません。
- ・中学校のネットは軟式用ですので、硬式ボールでの激しい試合形式での利用や硬式球でのサーブ練習等はお控えください。
- ・使用後はブラシ等でコートをならしてください。
- ・学校内に駐車できるのは青山中学校のみです。自家用車で別府西中学校を使用する場合はベppardアリーナに、鶴見台中学校を使用する場合は実相寺中央公園若しくは大分県厚生連鶴見病院(有料)に駐車して、徒歩にてご来場ください。
- ・近隣の商業施設等や道路・空地への駐車は厳禁とします。
- ・中学校は土のテニスコートです。雨天時や雨天後のぬかるんだ状態で使用すると、コートに凹凸が生じ、部活動に著しい悪影響が生じます。よって、プレー中であつても雨が降り始めた場合は速やかに使用を自粛してください。雨天時に使用した痕跡が発見された場合は、本事業による翌日以降のコート貸し出しを一切受け付けませんので、ご承知おきください。
- ・工事の早期終了に伴い公園テニスコートが使用可能になった場合は、別府市立中学校テニスコートの使用を中止します。逆に工事期間を延長することになった場合でも、使用期間を令和8年4月1日以降に延長することはできません。